

## 和歌山県教育委員会定例会会議録

- 日 時 令和4年5月19日（木）13：30～
- 場 所 教育委員会室
- 出席者 宮 崎 教育長  
森 田 委 員  
田 中 委 員  
奥 山 委 員  
大 谷 委 員  
原 田 委 員  
清 水 教育企画監  
栗 生 生涯学習局長  
川 巖 学校教育局長  
藁 科 総務課長  
岩 橋 福利厚生室長  
吉 田 教職員課長  
宮 田 人権教育推進課長  
田 伏 スポーツ課長  
垣 本 文化遺産課長  
深 野 県立学校教育課長  
津 村 特別支援教育室長  
大 樫 義務教育課長  
川 口 教育支援課長  
森 田 教育センター学びの丘所長  
鍋 田 紀北教育事務所長  
大 堀 紀南教育事務所長  
平 秘書広報班長  
竹 田 総務課副主査  
山 本 総務課主事

## 1 開 会

○教育長 ただ今から、教育委員会 5 月定例会を開会する。

○教育長 本日の議題である議案 4 号及びその他の「令和 5 年度和歌山県公立小・中学校及び義務教育学校管理職候補者選考試験の実施について」、「令和 5 年度和歌山県立学校校長・教頭候補者選考試験実施要項について」については教育行政の公正かつ円滑な運営に支障を及ぼす恐れがあるため、これらを非公開としたいが、よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 それでは、議案 4 号及びその他の 2 件については、非公開とする。ついでには、議事進行上、非公開案件の審議を「諸報」終了後としたいが、よろしいか。

(異議なしの声)

## 2 前回会議録の承認

令和 4 年 4 月 15 日(火)の定例会会議録について、承認した。

## 3 付議事項

### 議案第 1 号

令和 4 年度教育委員会事務の点検及び評価報告書(令和 3 年度対象)について

○教育長 「令和 4 年度教育委員会事務の点検及び評価報告書(令和 3 年度対象)について」について、説明願いたい。

○総務課長 資料を事前に送付させていただいたが、送付以降、新たに 3 か所の追加修正が出てきたので、ご説明をさせていただく。1 点目は資料 2-1 の P21「通級指導教室」R3 実績値の修正、2 点目は P57「国・県指定文化財数」基準値の修正、3 点目は同様に P68(本編 P57 関連)「文化財保存修理件数」の修正である。

次に森田委員からいただいたご意見について回答する。1 点目は、新型コロナウイルス感染症の影響が、多くの項目に書かれていて、いろいろな体験からの学びが難しくなってきたが、ICT を活用したり、感染対策の上で体験をしたり、コロナ禍でもできる取組を工夫しながら、学ぶ機会が多くなることを期待するというご意見。これについては、コロナウイルスの流行初期とは違い、感染症対策に十分気を配りながら、児童生徒の学びを止めないよう、工夫して教育活動を行っているところ。引き続き、子供たちの学びの保障という観点で取り組んでいく。2 点目は、P44 の「家庭・地域の教育力の向上」に関して、シンポジウムや専門講座に参加し、大変役に立つ学びになっていると感じているが、コロナ感染者増加での中止などは、残念に思われる。オンラインを活用した講座や研修を取り入れるなど、コロナ禍でも開催できる工夫をお願いしたいというご意見。これについては、オンラインを活用した研修会や会議なども増えてきているところであるが、開催する際には

感染状況も勘案し、中止ではなく工夫して開催できるよう今後も取り組んでいく。なお、オンラインにより開催したもの又は開催予定のものを報告書に追記している。3点目、P35 学校のトイレの洋式化率について、未就学児の保護者との話の中でよく話題に上り、就学時健診時の話し合いの中で、心配ごとの中にトイレのことが出てくる。「ずっと我慢している」という声も耳にするので、早く洋式化が進むことを期待するというご意見。これについて、県立学校については、各学校の大規模改修時や施設改修で洋式に順次変更している。また、市町村に対しては、国の補助金の活用等の情報提供を行うなど、整備を働きかけていく。

本日は、これまでの教育委員方々のご意見及び5月10日の事務評価審議会の審議を踏まえ、お手元の報告書（案）を付議させていただく。

今後のスケジュールは、承認後、完成版を教育委員及び評価審議会委員に送付するとともに、6月の県議会にて初日に議場配付したのち、県教育委員会のホームページに掲載する予定である。審議をお願いします。

○**教育長** これについて、御意見、御質問等はないか。

○**田中委員** 報告書の取組の内容を見ると、昨年度取り組んだことと、今年度取り組む内容の文言が変わっていないところがある。その辺りは、もう少し昨年度の振り返りを踏まえて、「こういった理由で伸びに至らなかったため今年度こう取り組む」といった形で書いていただけるとわかりやすい。全ての項目には言わないが、ポイントを絞って、ここは力点と思うところはもう少し膨らませた内容にしていたけるといいかなと。

○**教育長** 特に重要な部分についてはそのように文章で書く方が、わかりやすいかもしれない。

○**田中委員** この報告書の読み手は誰を想像しているのか。自分たちの今後に生かすものとして作っているのか。

○**教育長** 作るのは法律で決まっていて、作らないといけない。しかし、本当になんのために作っているのかと考えたときに、もっと見やすく、ポイントが絞られたものにしていくのがいいと思う。

○**総務課長** 田中委員のご意見について、来年度の報告書のあり方について、教育振興基本計画なども含めて、見直しをさせていただきたい。また、何のためにというか、どういう位置付けかというのは、資料の「はじめに」というところに記載している。法律が改正され、平成20年度から有識者会議を設置し、取りまとめることになっている。もちろん県議会議員にも配布する。それと、県ホームページにも掲載し、県民の皆様にも県教育委員会の取組を周知するとともに、教育委員会の中でも振り返り、以降の教育の方針につなげているところ。

○**田中委員** 何のためにという話があったが、何に役立つのかと考えたときに、事業の見直しや新しい事業を考えると役に立ったり、県議会議員に見てもらったりという話があったが、これを見せてこのとおりやっていますということをアピールできるものでもある一方で、自分たち教育委員会にとっても役に立てていくとい

うことが前提にあるのかなと思う。

○教育長 他に御意見、御質問等はないか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第 1 号については、原案のとおり決定する。

## 議案第 2 号

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する  
和歌山県教育委員会規則の改正について

○教育長 「和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の改正について」について、説明願いたい。

○総務課長 今回の改正の趣旨は、行政の DX の推進に伴う規則の改正である。改正の理由は、申請や処分通知等の行政手続について、これまで書面により行ってきたものを、メールやオンライン等の電子情報処理により行うことができるよう「和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。なお、この条例は令和 4 年 2 月議会で議決されており、令和 4 年 6 月 1 日より施行となっている。

次に改正の要点について、まず、条例名が改正されたことに伴い、本規則名を改正する。続いて、教育委員会の本規則に、知事部局の規則に準用するため、「知事部局の規則の例によるものとする」と規定する。次に、電子情報処理により行うことが適当でない手続として、和歌山県文化財保護条例に規定されている指定文化財の指定書及び登録文化財の登録証の交付手続を規定している。これは、今後、行政の電子申請化を進める方向であるものの、どうしても電子申請になじまないものを具体的列挙をするもの。県教育委員会では、この 2 点が該当している。最後に、本規則の施行予定期日は、本条例、知事部局の同規則と同様、令和 4 年 6 月 1 日施行とする。

なお、参考として、知事部局の規則の改正内容を記載している。1 点目は、規則名の改正。2 点目、3 点目が、行政手続を電子情報処理で行うことができるよう、電子証明書や、手数料の電子収納についての規定の改正。4 点目が、電子情報処理による申請が困難又は著しく不相当と認められる場合が規定されている。

これを県報に掲載する形が 3-2 のとおりである。審議をお願いする。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第 2 号については、原案のとおり決定する。

### 議案第3号

「第7期きのくに教育審議会」委員の委嘱について

○教育長 「「第7期きのくに教育審議会」委員の委嘱について」について、説明願いたい。

○総務課長 「きのくに教育審議会」とは、県条例により、教育委員会の附属機関として設置された審議会で、担当する事務は、「和歌山県教育振興基本計画その他の教育についての重要事項の調査審議に関する事務」を行うこととされている。今年度は、「第4期和歌山県教育振興基本計画(令和5～9年度)」の策定年にあたるため、「きのくに教育審議会」を設置する。

今回、委員には、保護者、企業の代表、社会教育委員、弁護士、病院長など、学識経験を有する幅広い分野の方々、15名に依頼したいと考えている。なお、15番の保護者枠については、県PTA連合会の総会が6月に開催された後の報告となるため、空欄にしている。審議をお願いする。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第3号については、原案のとおり決定する。

### 4 諸報

「行事予定」について、事務局より説明。

<主な日程>

6月2日(木)	6月議会開会
6月3日(金)	本会議
6月10日(金)～15日(水)	本会議
6月16日(木)	文教委員会 予備日17日(金)
6月20日(月)	本会議
6月21日(火)	閉会
6月30日(木)	教育委員会6月定例会
7月22日(金)	教育委員会7月定例会

## <非公開議案>

### 5 付議事項

#### 議案第4号

令和5年度和歌山県立高等学校入学者選抜の概要について

県立学校教育課長から「令和5年度和歌山県立高等学校入学者選抜の概要について」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

### 6 その他

令和5年度和歌山県公立小・中学校及び義務教育学校管理職候補者選考試験の実施について

紀北教育事務所長から、「令和5年度和歌山県公立小・中学校及び義務教育学校管理職候補者選考試験の実施について」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

令和5年度和歌山県立学校校長・教頭候補者選考試験実施要項について

教職員課長から、「令和5年度和歌山県立学校校長・教頭候補者選考試験実施要項について」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

### 7 閉 会

○教育長 これで、予定されていた議事が全て終了したので5月定例会を閉会する。  
(14:12 閉会)